



社会福祉法人 長野県社会福祉協議会

「福祉だより信州」は共同募金の
配分金で発行されています。

昭和27年1月11日
第三種郵便物認可第749号
平成29年10月25日発行
(毎月25日発行)

福祉だより 信州



CONTENTS

- 今月のフクシくん 2
- 県社協からのイチオシ情報 4
- 公益事業の推進に向けて 6
- WEB INFORMATION 7
- 住民主体の福祉活動 8

長野県
ふっころ
長野県社会福祉協議会
公民キャラクター

長野市出身。さまざまな経験を大切にす
る父の教えのもと、幼少期から多彩な活
動に参加。生徒会長だった中学生の時
に「ワークスペース夢工房」にボランティ
アで訪れ、障がい者福祉を知り、同事業
所の利用者と牛乳パックを回収するボ
ランティアの仕組みを校内で構築。高校
卒業後は日本福祉大学に進学し、平成
24年に同事業所に就職。平成29年4月
からリーダー職も担当。

利用者が地域で安心して働き、
豊かに暮らせる環境をめざして



地

域で「ともに育ち、働き、暮らす」を法人理念とし、須坂市を中心に障がい福祉サービスや相談支援を行っている夢工房福祉会。そのひとつとして、障がいがある人に就労の機会を提供しているのが「ワークスペース夢工房」です。入職5年目となる支援員の宮下浩志さんは、中学生の時に父とこの事業所にボランティアに訪れたことで今まで知らなかった障がい者福祉の世界を知り、さらなる視野の広がりを求めて日本福祉大学に進学。在学中も実習で同事業所を訪れ、障がい者福祉の変化やサービスの充実を実感し、就職を決めました。リーダー職も務める現在は、利用

者一人ひとりの性格や特性を知り、それぞれの人が安心して正確に作業ができるよう環境を整えています。そのため心がけていることのひとつが、1日のスケジュールや行動を、写真やイラスト、文字などで示す「視覚支援」を効果的に使うこと。

「この仕事は稼いだ賃金がメンバー（利用者）さんの工賃になり、私たちはあくまでサポート役。そこで、わかりやすく作業内容を伝えて不安や混乱の解消に努めつつ、メンバーさんの表情や様子は常に気にかけています」
こうした仕事を通して、利用者の人生に変化が見られることが宮下さんのやりがいです。

「例えば、今まで在宅だった方も、この事業所で働くことで社会に出られるようになり、工賃で旅行に行くなど、生活の余暇にまで楽しみの広がりを感じます。働く場から、その方の人生が豊かになる流れを見た時はうれしいですね」

「この事業所では、これからの地域で利用者が安心して暮らせる環境を整えていきたいと話す宮下さん。
「利用者さんにどんどんと工賃が支払えるよう、私たちもさらに勉強してスキルを上げ、障がい者福祉のプロをめざしていかなければなりません。そのうえで、働く場としてのこの事業所を大切にしていきたいですね」



言葉ひとつからも利用者の受け取り方を意識し、モチベーションの維持も考えている宮下さん。「メンバーさんのなかには自分の気持ちをうまく表現できない人もいて、それぞれに適した伝え方があります。間違えると仕事のミスにつながり工賃が支払えなくなるので、職員間で教え方の統一も図りながら、わかりやすく伝えることを心がけています」

印象深い経験を追求し、
やってみることが大切

私はボランティアで初めて障がいのある方と関わり、自分の世界観の狭さを感じました。こんなふういろいろな経験を積むと、必ず何か心に引っかかるものが出てきます。その仕事自分が合うかはさておき、進んでみて向かないと感じたら切り替えればよいのではないのでしょうか。福祉の仕事は大変な部分もありますが、まずは挑戦すること。そして「これだ」と感じたら突き進むと、よい方向に向かうと感じています。



福祉の仕事から視野の拡大と
つながりの大切さを実感

以前は別の職種で働いていましたが、今は人とのつながりが大切な福祉の仕事に携わるなかで、日々、私も成長させてもらっている気持ちです。福祉にはさまざまな職種があり、実際に経験してみると、思い描いていた世界とは別の広がりを感じます。そこで、中学校での職場体験の福祉卒の充実など、これからさらに多くの人が福祉の仕事にふれる機会が増えるとうれしく感じています。



宮川美香さん
(支援員)

利用者の人生にまで
影響力がある福祉の仕事

私たちの仕事は利用者様の気持ちを受け取り、言葉の奥にあるものを感じ取ったうえで、その人らしく自信をもって生きていけるよう支援することです。完璧な仕事は一生懸命と努力が大切。そして、人とのコミュニケーションも重要です。そこで、これからこの仕事をめざす方は、友人や家族の表情から気持ちを図るなど、まずは周囲とのつながりから気付くものがあると感じています。



小林珠美さん
(施設長)



毎月福祉の現場で活躍する若手スタッフをご紹介します。

社会福祉法人夢工房福祉会
多機能型事業所
「ワークスペース夢工房」支援員
宮下浩志さん

webでも
ご覧いただけます



成年後見制度利用促進基本計画を踏まえた権利擁護体制の構築を！

1 成年後見制度利用促進基本計画が定められるまでの経緯

成年後見制度は、ノーマライゼーションや自己決定権の尊重等の理念と本人保護の理念の調和の観点から、認知症や知的・精神の障がい等により判断能力が不十分であるために契約等の法律行為における意思決定が困難な方について、成年後見人・保佐人・補助人がその判断能力を補うことによって、その方の生命、身体、自由、財産等の権利を擁護するという点に制度趣旨があり、これらの点を踏まえ、市町村住民にとって利用しやすい制度とすることをめざして、平成12年度から導入されました。

それから16年を経た平成28年5月13日、通常国会において、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」(以下「促進法」)が施行されることとなります。

基本理念を定め、国や市町村の責務等を明らかにし、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として制定されたものです。この背景には、認知症や知的・精神障がい等があることにより、財産の管理や日常生活などに支障がある方々を社会全体で支え合うことが緊急の課題であること、そして、成年後見制度がこれらの方々を支える重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていないことなどがあげられます。

促進法は、市町村の役割を次のように規定しています。『市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。(第23条・市町村の講ずるものとする。』

措置』

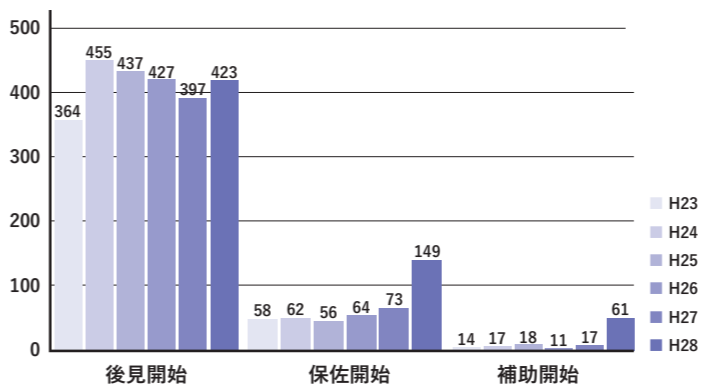
併せて、都道府県の役割についても次のように規定しています。『都道府県は、市町村が講ずる前条の措置を推進するため、各市町村の区域を超えた広域的な見地から、成年後見人等となる人材の育成、必要な助言その他の援助を行うよう努めるものとする。(第24条・都道府県の講ずる措置)』(※前条とは23条のこと)

そして、政府は、促進法に基づき、今年3月24日、「成年後見制度利用促進基本計画」(以下「基本計画」)を定めました。

2 長野県の成年後見制度の状況

下のグラフ1は、長野県内の成年後見制度の申立件数の年間推移(各年1月～12月集計)の状況です。申立件数は年々増加傾向を示しており、平成28年は633件(後見開始423件、保佐開始

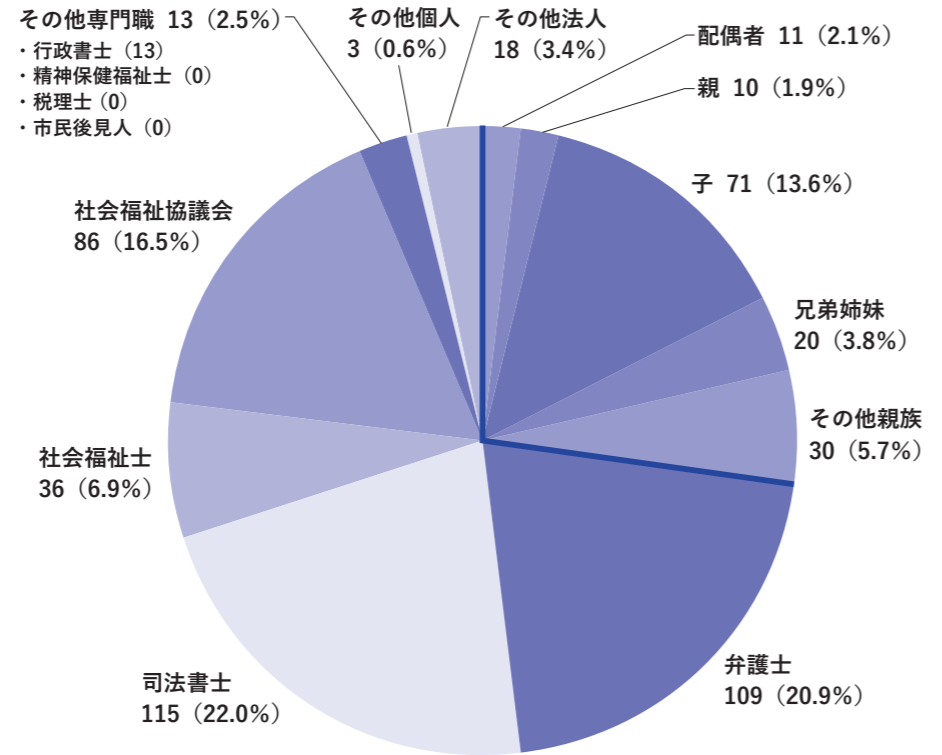
グラフ1 成年後見関係事件申立件数(任意後見監督人選任事件を除く)
【資料協力：長野家庭裁判所】



149件、補助開始61件)となっております。特に、保佐及び補助開始の申立件数は、前年の27年に比べて大きく増加しています。

グラフ2は、平成28年における、成年後見人等と本人の関係についてみたものです。弁護士司法書士・社会福祉士などの第三者が成年後見人等に選任された件数は380件で72.8%を占めています。また、社会福祉協議会86件、その他法人18件と、法人が成年後見人等に選任された件数は104件と全体の19.9%となっております。

グラフ2 成年後見関係事件(任意後見監督人選任事件を除く)に係る成年後見人等と本人の関係について(平成28年)【資料協力：長野家庭裁判所】(n=522)



注1) 後見開始、保佐開始及び補助開始事件のうち認容で終了した事件を対象としている。
注2) 1件の終局事件について複数の成年後見等がある場合に、複数の関係別に該当することがあるため、総数は終局事件総数と一致しないことがある。

3 基本計画の概要

基本計画の概要は、次のとおりです。

1 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善

■ 財産管理のみならず、意思決定支援・身上監護も重視した適切な後見

2 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

■ ①制度の広報、②制度利用の相談、③制度利用促進(マッチング)、④後

人等の選任・交代

■ 本人の置かれた生活状況等を踏まえた診断内容について記載できる診断書のあり方の検討

4 日常生活自立支援事業との連携強化による各市町村の権利擁護体制の構築

日常生活自立支援事業は、認知症や知的・精神障がいなどで判断能力が不十分な方が、地域で自立した生活が送れるよう、利用希望者と契約を締結して福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理の支援を行う事業です。本事業は平成12年度の介護保険制度の施行に伴い成人支援等の機能を整備

■ 本人を見守る「チーム」、地域の専門職団体の協力体制(「協議会」、コーディネートを行う「中核機関(センター)」)の整備

3 不正防止の徹底と利用しやすさとの調和

■ 後見制度支援信託に並立・代替する新たな方策の検討

基本計画は、促進法の枠の中で、利用促進のための様々な課題を指摘し、工程表を示しつつ、関係者の積極的な取り組みを求めています。促進法は努力義務とはいえ、各市町村においては、県と連携しつつ、それぞれ地域住民の権利擁護のために、段階的・計画的に市町村の計画を策定していくことが必要となります。

日常生活自立支援事業は、認知症や知的・精神障がいなどで判断能力が不十分な方が、地域で自立した生活が送れるよう、利用希望者と契約を締結して福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理の支援を行う事業です。本事業は平成12年度の介護保険制度の施行に伴い成人支援等の機能を整備

年後見制度を補完する事業として、半年前の平成11年10月から開始されました。本事業は、国庫補助事業ですが、認知症高齢者の在宅生活の支援や、障がい者の地域生活移行等に伴う自立支援など、各市町村住民の権利擁護に大きな役割を果たしてきており、今後も本事業のニーズは増加することが予想されます。

しかし、長年本事業を利用している方々の中には、本人の抱える生活課題等を鑑みて、成年後見制度で支援した方が本人の権利擁護に繋がるケースも存在します。基本計画には、『今後、地域連携ネットワークが構築される中で、日常生活自立支援事業等の関連制度と成年後見制度との連携が強化されるべきであり、特に、日常生活自立支援事業の対象者のうち保佐・補助類型の利用や後見類型への転換が望ましいケースについては、成年後見制度へのスムーズな移行等が進められるべきである。』と明記されています。

各市町村ともにそれぞれ抱える環境や持っている公民資源は違いますが、今後、市町村において計画を策定される場合は、日常生活自立支援事業が果たす役割や位置づけを明確にいただき、地域における連携体制や本事業の実施体制の強化等も含めた検討をしていただきたいと思っております。

WEB INFORMATION

10月1日から赤い羽共同募金運動が始まりました。

赤い羽根は小さなことをしています。たくさん。

あの人と、すべての人と、支えたい。
赤い羽根共同募金

70th 70周年記念

赤い羽根共同募金は、戦後間もない昭和22年に「国民たすけあい運動」として始まりました。当初は戦後復興の一助として展開されましたが、現在では、社会福祉法に定められた地域福祉の推進を目的に、さまざまな地域福祉の課題解決に取り組む民間団体を支援する、「じぶんの町を良くするしくみ。」として取り組み、今年、記念すべき運動開始70周年を迎えています。

共同募金は、地域ごとの助成額を決めてから募金を集めるしくみ(計画募金)です。地域で集めた募金は、集めた地域で使われています。

全国で年間200万人といわれる募金ボランティアが、町の人のやさしい気持ちを集める運動をしています。あなたのやさしさが、あなたの声かけが、あなたの行動が、きっと、町を変えていくはじめの一歩となるはず。みなさまのご理解とご協力をお願いいたします。

<http://akaihane-nagano.sakura.ne.jp/>

連絡先/社会福祉法人長野県共同募金会
TEL 026-234-6813



住宅セーフティネット法の施行を受け、 居住支援の研修を実施!

10月25日、住宅セーフティネット法改正法が施行され、「新たな住宅セーフティネット制度」が本格的にスタートします。県社協では、9月29日、まいさば相談員を対象に相談支援員研修【住まう編】を開催しました。



～信州パーソナル・サポート事業 支援員研修【住まう編】～

住まいは、単にハードとしての住宅にとどまらず、家庭を育み、地域社会とのつながりを持ちながら生活していく拠点として重要な役割があり、その確保が自立の基盤となる一方、生活困窮者にとっては家賃負担の他、連帯保証人、緊急連絡先などの課題があります。研修では住まいの課題からきちんと相談を受け止め、支援を通じて信頼関係を築くことの大切さに加え、入居保証に関わるツールの有効性について議論を深めました。

県内社協公益事業長野県あんしん創造ねっとがスタートしました。

- 入居保証事業
- 身元保証事業
- 粉ミルク等の緊急支援

詳しくは、お近くのまいさばにご相談ください。

平成29年度 社会福祉施設 総合損害補償

しせつの損害補償

インターネットで保険料試算できます
ふくしの保険 検索

老人福祉施設、障害者支援施設、児童福祉施設の
事故・紛争円満解決のために!

加入対象は、社協の会員である社会福祉法人等が運営する社会福祉施設です。

スケールメリットを活かした
充実した補償と
割安な保険料
です。

プラン1 施設業務の補償 (賠償責任保険、動産総合保険)

基本補償(賠償・見舞)

賠償事故	基本補償(A型)	見舞費用付補償(B型)
対人賠償(1名・1事故)	2億円・10億円	2億円・10億円
対物賠償(1事故)	2,000万円	2,000万円
受託・管理財物賠償(期間中)	200万円	200万円
うち現金補償限度額(期間中)	20万円	20万円
人格権侵害(期間中)	1,000万円	1,000万円
身体・財物の損壊を伴わない経済的損失(期間中)	1,000万円	1,000万円
お見舞い等	事故対応特別費用(期間中) 500万円	500万円
被害者対応費用(1名につき)	死亡時10万円 後遺障害0.3-10万円 入院時3万円 通院時1万円 (1事故で10万円限度)	死亡時10万円 後遺障害0.3-10万円 入院時3万円 通院時1万円 (1事故で10万円限度)
傷害見舞費用	死亡時100万円 入院時1.5-7万円 通院時1-3.5万円	

◆29年度新設 看護師の賠償責任補償(プラン1-①オプション2)

◆この保険は全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約(「賠償責任保険」「普通傷害保険」「労働災害総合保険」「約定履行費用保険」「動産総合保険」)です。

●このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容のお問い合わせは下記までお願いします。●

団体契約者 **社会福祉法人 全国社会福祉協議会**
〈引受幹事 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 医療・福祉開発部 第二課 保険会社〉
TEL: 03(3349)5137
受付時間: 平日の9:00~17:00(土日・祝日、12/31~1/3を除きます。)

取扱代理店 **株式会社 福祉保険サービス**
〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL: 03(3581)4667 FAX: 03(3581)4763

(SJK16-16919 2017.2.3作成)

日本国内でのボランティア活動中のケガや賠償責任を補償!!

ボランティア活動保険

平成29年度 全国200万人 加入!!

http://www.fukushihoken.co.jp
ふくしの保険 検索

ケガの補償

保険金の種類	プラン	Aプラン	Bプラン
死亡保険金		1,320万円	1,800万円
後遺障害保険金		1,320万円(限度額)	1,800万円(限度額)
入院保険金日額		6,500円	10,000円
手術保険金	入院中の手術	65,000円	100,000円
	外来の手術	32,500円	50,000円
通院保険金日額		4,000円	6,000円
特定感染症の補償		上記後遺障害、入院、通院の各補償金額(保険金額)に同じ	
葬祭費用保険金(特定感染症)		300万円(限度額)	
賠償責任保険金(対人・対物共通)		5億円(限度額)	

年間保険料(1名あたり)

タイプ	プラン	Aプラン	Bプラン
基本タイプ		350円	510円
天災タイプ(※)		500円	710円

(※)天災タイプでは、天災(地震、噴火または津波)に起因する被保険者自身のケガを補償しますが(天災危険担保特約条項)、賠償責任の補償については、天災に起因する場合は対象になりません。

保険金をお支払いする主な例

ボランティア行事用保険 (傷害保険、国内旅行傷害保険特約付傷害保険、賠償責任保険)
送迎サービス補償 (傷害保険)
福祉サービス総合補償 (傷害保険、賠償責任保険、約定履行費用保険(オプション))

●このご案内は概要を説明したものです。お申込み、詳しい内容のお問い合わせは、あなたの地域の社会福祉協議会へ●

団体契約者 **社会福祉法人 全国社会福祉協議会**
〈引受幹事 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 医療・福祉開発部 第二課 保険会社〉
TEL: 03(3349)5137
受付時間: 平日の9:00~17:00(土日・祝日、12/31~1/3を除きます。)

取扱代理店 **株式会社 福祉保険サービス**
〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL: 03(3581)4667 FAX: 03(3581)4763
営業時間: 平日の9:30~17:30(12/29~1/3を除きます。)
この保険は、全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約です。

(SJK16-16921 2017.2.3作成)

住民主体の福祉活動 地域づくりレポート

子ども達は地域を繋ぐ宝



上：聖南バトルの綱引き大人も本気!!
左：地域伝統の太鼓を学ぶ



きささげ応援団の取り組みは、12/23に長野大学で開催される「日本福祉教育・ボランティア学習学会」でも紹介されます。

筑北村にある全校生徒59名の聖南中学校には、「きささげ応援団」という保護者や地域の皆さんで作る学校応援団があります。もともとあった学校と地域の協力関係を活かし、3年前「信州型コミュニティスクール」として発足しました。応援団では「地域で育てる学校」という意識のもと、子ども達の学びや成長を支えています。

「きささげ応援団」の協力で9月に開催した学校と地域の合同運動会「聖南バトル」では、約30名の住民が集まり、世代を超えて白熱したバトルが繰り広げられました。

「学校と地域が繋がることで子どもも大人もお互いに学び合える。子ども達には地域での学びをもとに成長し、いずれはこの村で活躍してほしい」と事務局の鈴木智幸先生は話します。生徒会でも地域との関わりを意識するなど、子ども達にも応援団のエールが響き始めています。

連絡先／筑北村立聖南中学校 TEL 0263-66-2430

日本福祉教育・ボランティア学習学会



今月の逸品

いなりずしの製造・販売を行っています。味は、揚げの旨みを活かしたふつういなり、和がらしが塗られているからしいなり、一味唐辛子が酢飯に和えられた一味いなりの三種類。大量注文も承ります。

社会福祉法人長野県視覚障害者福祉協会
就労継続支援B型事業所 ふれっ手(しゅ)
〒390-0802 松本市旭2-11-45
TEL 0263-36-0365 FAX 0263-39-1540



webでも
ご覧になれます

情報掲示板

県社協からのお知らせ

- 平成29年度支え合いをひろげる住民主体の生活支援セミナー
日程／(1)平成29年12月6日(水) 10時30分～15時30分
(2)平成29年12月7日(木) 10時30分～15時30分
会場／(1)長野県自治会館(長野市)
(2)長野県伊那文化会館(伊那市)
問合せ先／社会福祉法人長野県社会福祉協議会
地域福祉部 地域福祉グループ
TEL / 026-226-1882

新着助成金情報

- 2017年度(後期)一般公募「在宅医療研究への助成」
問い合わせ先／(公財)在宅医療助成 勇美記念財団
応募締切／平成29年12月8日(金)
TEL / 03-5226-6266
URL / <http://www.zaitakuiryoyuumizaidan.com/main/jyosei.php>
- 子供の未来応援基金 第2回未来応援ネットワーク事業
問い合わせ先／(独政)福祉医療機構(WAM)
／子供の未来応援基金
応募締切／平成29年11月10日(金)
TEL / 03-3438-4756
URL / <http://hp.wam.go.jp/guide/jyosei/miraioen/tabid/2620/Default.aspx>

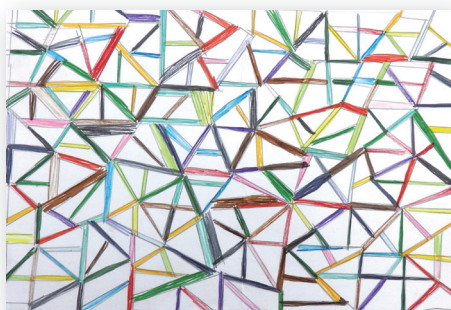
- ご感想、お問合せ、掲載希望等は下記へお寄せください。

webでも
ご覧になれます

長野県社会福祉協議会
総務企画部 総務グループ
TEL 026-228-4244 FAX 026-228-0130
E-mail soumu@nsyakyo.or.jp



ざわめくアート



『無題』平栗幸子(ひらぐりさちこ) 22歳 阿智村在住

定規を使って線を引く。線と線がつながってサンカク、シカクが現れてくる。色でつないでいく。作者は万華鏡の中をのぞくみたいに、いろんな形や空間が生まれてくるのを楽しんでいる。じっと見ていると何か不思議な感覚が湧いてくる。さてこれを見た人はどんな感覚が湧いてくるのか? 観る者に想像を掻き立てる。